(三)　警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月（新築家屋にあっては一年）を経過する日までの間とすることとした。（附則第五六条関係）

(四)　警戒区域設定指示区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの間とすることとした。（附則第五六条関係）

(五)　次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

(1)　外国貿易船に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の六分の一（改正前一〇分の一）とすることとした。（第三四九条の三関係）

(2)　公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の取得期限を平成二六年三月三一日（ニについては、平成二七年三月三一日）まで延長することとした。（附則第一五条関係）

イ　対象から土壌汚染対策法に規定する特定有害物質による土壌の汚染を除去するための償却資産を除外することとした。

ロ　大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設については課税標準をその価格の二分の一（改正前三分の一）とすることとした。

ハ　対象資産に土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設を追加した上、課税標準をその価格の二分の一とすることとした。

ニ　下水道除害施設については課税標準をその価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては四分の三）を乗じて得た額（改正前四分の三）とすることとした。

(3)　成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の五分の四（改正前四分の三）とした上、その適用期限を平成二五年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、第一種中高層耐火建築物である貸家住宅に係る減額割合を新築後三年度間は三分の二減額、その後二年度間は二分の一減額（改正前新築後五年度間は三分の二減額）とした上、その対象住宅の新築期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

8　軽自動車税

警戒区域設定指示区域内の自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等として取得された軽自動車等に係る軽自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、次のとおり改めることとした。（附則第五七条関係）

(一)　平成二四年度分及び平成二五年度分の軽自動車税に限り、対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、同日から平成二五年四月一日までの間に対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合における当該取得された軽自動車等に対しては、軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。

(二)　対象区域内軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内軽自動車等以外の軽自動車等（以下「他の軽自動車等」という。）を取得した場合において、当該他の軽自動車等の取得をした後に、対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車等を対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車等に対する平成二四年度及び平成二五年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。

(三)　対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内軽自動車等は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後軽自動車税の課税客体である軽自動車等でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした。

9　事業所税

(一)　沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設のうち平成二九年三月三一日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から五年間二分の一控除する措置を講ずることとした。（附則第三三条関係）

(二)　沖縄振興特別措置法に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、同法の改正に伴う規定の整備を行った上、その適用期限を五年延長することとした。（附則第三三条関係）

(三)　沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設のうち平成二九年三月三一日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から五年間二分の一控除する措置を講ずることとした。（附則第三三条関係）

(四)　沖縄振興特別措置法に基づき指定される国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設のうち平成二九年三月三一日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から五年間二分の一控除する措置を講ずることとした。（附則第三三条関係）

10　その他

(一)　総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域は、3の㈣から㈥まで及び7の㈢から㈣までの特例措置の適用については、平成二三年三月一一日から居住困難区域であったものとみなして、特例措置を適用することとした。（改正法附則第一五条関係）

(二)　総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した自動車持出困難区域は、4の㈡、6の㈢及び8の特例措置の適用については、平成二三年三月一一日から自動車持出困難区域であったものとみなして、特例措置を適用することとした。（改正法附則第一五条関係）

二　国有資産等所在市町村交付金法の一部改正関係

1　平成二五年度から平成二七年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）